

令和6年度

【美来工科高校 生徒支援部よりお知らせ】

美来工科高等学校では、

“全ての生徒が安心して学べる環境をつくる”

“生徒が社会を生き抜くうえで必要な、基本的な生活習慣、主体性、協調性、連帯感を育み、自身の問題を自らの手で克服する態度を養う”

を目標に、指導方針及び規則を定めています。概要を下記に示します。

1 学校生活及び校外生活について

(1) 学校生活

- 学校生活に不必要なものは持ってこない。(カードゲーム、スピーカー、マンガ、雑誌等)
- 校外での昼食は禁止。(弁当を持参できない場合は、業者が校内で販売する弁当を購入すること。)
- 携帯電話は、朝の SHR (ショートホームルール) から帰りの SHR まで電源を切り、充電(盗電)を含め、一切の使用を禁止する。ただし、特別な理由がある場合に限り、教師の許可を得て使用することができる。また、考査中に携帯電話を使用した場合はカンニングとみなして懲戒指導を行う場合がある。(昼休み及び帰りの SHR 終了後の使用は指導の対象とはしない。)校内での使用方法を守れない場合、生徒支援部が携帯電話を預かり、段階的指導を実施する。

(2) 校外生活

- 夜 10 時以降に外出しない。
(沖縄県青少年育成条例第 9 条で定められている。無断外泊も禁止。)
- 不健全な場所や遊技場への出入りは一切禁止とする。
- 合宿・キャンプ等は保護者の許可と責任のもと所定の「許可願い」を保護者連署のうえ提出し、学級担任、生徒支援部を経て、校長の許可を受ける。
- アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の事情でやむを得ず必要のある生徒は、保護者の責任と承諾のもと「アルバイト許可願い」を提出する。業務については、深夜業、危険有害業務、高校生にふさわしくないもの(酒の提供、遊技場等)は禁止とする。

2 勤怠指導について

【育成目標】

時間を守ることが集団行動において必要であることを理解し、生徒自ら行動できるようになる。

(1) 登校時の遅刻手続き

- ① 8:55 のチャイムが鳴り終わるまでに HR 教室に入室していない場合を遅刻とする。遅刻した場合は、入室申告の手続きを QR コードで行う。
- ② 8:55~9:10⇒生徒用玄関 9:10以降⇒普通科職員室

(2) 遅刻が改善されない場合、段階的指導を実施する。

(3) 登校後の校外への外出

登校後は校外への外出を禁止する。ただし、やむを得ず外出する場合は、担任などが外出許可証を発行する。(地域の補導員に見せるため。)

3 服装容儀（身なり）指導について

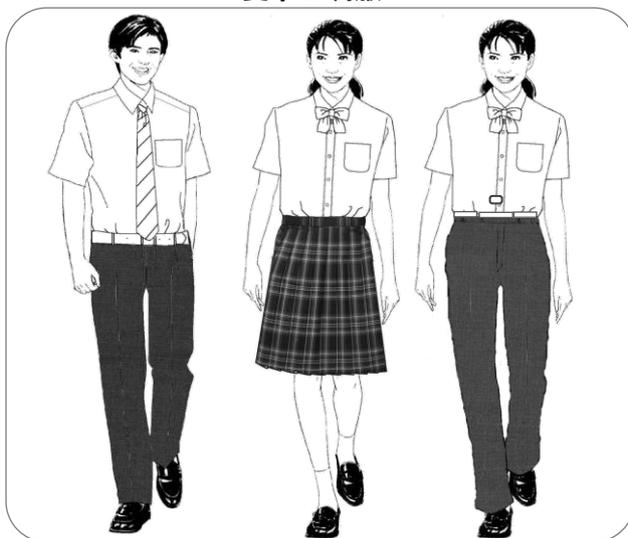
【育成目標】

すべての生徒が不安を感じることなく、安心して勉強できる学習環境をつくるために、生徒一人ひとりがTP0（時と場所と場合）に応じた身なりができるようになる。

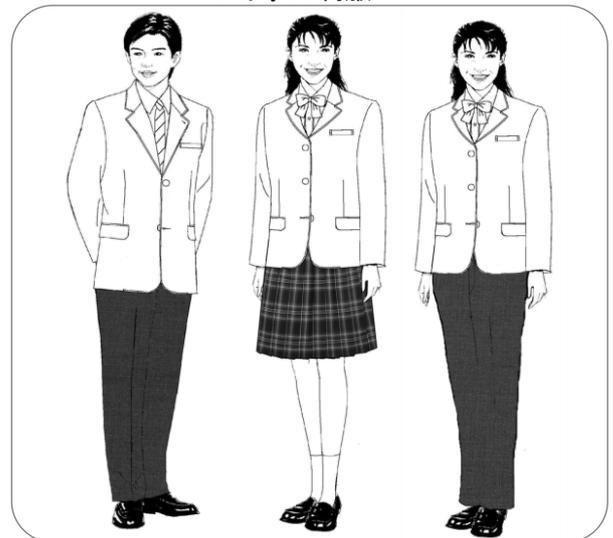
(1) 服装

- 登下校時及び授業中は原則本校指定の制服を着用すること。但し、衣替えの期間は設けない事とする。

夏季の制服



冬季の制服



- シャツは裾(すそ)を出さず、ボタンを閉めること。
※夏季の制服はクールビズという意味でネクタイを着用せずシャツの第1ボタンは外しても良い。
- スラックスには必ずベルトを着用すること。
- 制服に手を加えない。(校章ワッペンを取る、スカート丈を短くする等)
※ スカート丈の長さは膝の中心程度にかかる長さとする。
- 半袖のシャツ(またはポロシャツ)の袖(そで)からはみ出るインナーや、襟(えり)からはみ出るインナー(ハイネック等)の着用は禁止。
- 学校指定ベスト(希望購入)は年間を通して着用して良い。
- 冬季の制服で寒さをしのげない場合
 - ・学校指定ベストまたは、黒・紺・白でベストやカーディガン等を、ブレザーの下から着用しても良いが、ベストやカーディガンのみでの行動は禁止(学校指定ベストは可)。
 - ・ブレザーの上から、無地で黒・紺系統のコート・ジャンパー等及びマフラー・ネックウォーマーを着用しても良い。
- ※トレーナー、パーカー、ジャージなどの着用は禁止。
- 年間を通して、入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、その他式典等は、ネクタイ、リボン(冬季(12月~4月)はブレザー)を着用して参加すること。
※シャツはノーアイロンシャツを着用すること。

(2) 頭髪

染髪、脱色、剃り込み、ライン(眉毛も含む)パーマ、マンバンヘア、アシンメトリー、ドレッド、エクステンション等、奇抜と思われる髪型は禁止(地毛以外は認めない)。上記に反した場合は整髪させる。(場合によっては帰宅指導もある。)

(3) 履物

靴履きとし、草履、サンダル、スリッパ等は禁止とする。ただし、骨折等で理由がある場合は、担任が職員朝会で全職員に周知する。

(4) その他

- 帽子をかぶる、タオルを巻くことは禁止。
- ひげ、装飾品（ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット等）、化粧、マニキュア、タトゥー（入れ墨）は禁止。

(5) 服装容儀（身なり）指導方法

職員は上記内容に反する服装容儀をしている生徒に会った場合、その場で生徒に声掛けをして、“身なり指導入力シート”に入力する。翌日、生徒支援部校内係が入力内容を確認し、担任を通して生徒を呼び出し、口頭注意指導する。場合によっては、帰宅指導を行う。指導回数を重ねるごとに、段階的指導を実施する。

4 交通安全指導について

【育成目標】

交通安全の意識が高まり、生徒自ら事故の防止や安全マナーの向上に努めるようになる。

(1) オートバイの免許取得

- 本校在学期間中は、オートバイの運転免許取得及び運転は全面禁止とする。
- 車両通学や他人の車両へ同乗しての通学も禁止する。（制服での運転は車両通学とみなし懲戒の対象とする。）ただし、保護者による送迎は除く。

(2) 自動車の免許取得

- 本校在学期間中は、原則として自動車運転免許取得及び運転を禁止とする。
- 進路先で運転免許が必要となる場合は、保護者同意のもと3年生の夏季休業以降に取得することは認める。その際、“仮免許実技試験”、“本免許実技試験”、“本免許学科試験（公安）”については、各1回のみ出席扱いとする。ただし、試験期間中や行事などでは認めない。
- 車両通学や他人の車両へ同乗しての通学も禁止する。（制服での運転は車両通学とみなし懲戒の対象とする。）

(3) 自転車通学者

- 自転車通学者は“自転車通学許可願”を提出し“自転車通学許可証”を発行させること。
- 自転車通学する際の自転車は必ず防犯登録を行い、次の装置を装備すること。
 - i ブレーキ（前輪及び後輪）
 - ii 前照灯（ヘッドライト）
 - iii 警音器
 - iv 尾灯（テールランプ）または反射材
- 校内で実施する交通安全講習には必ず参加すること。
- 校内での自転車の乗車マナー指導、駐輪マナー指導を行う。
- 校内では安全確保のため乗車できません。自転車は押して移動しましょう。
- ヘルメットを着用しましょう。

★自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。転倒時の安全を確保するためにも、ヘルメットを正しく着用しましょう。

道路交通法（令和5年4月1日以降）

5 生徒の問題行動(※)が発覚した際の指導方法について

【育成目標】

生徒の非行防止。または、起こしてしまった問題行動に対して反省を促し、生徒自ら自身の問題を克服する。

指導方法には、口頭指導、特別指導及び懲戒指導がある。

① 口頭指導（厳重注意）

問題行動を起こした生徒に対し、口頭注意を行う。

② 特別指導

生徒は早登校（8:30）し清掃活動を行う。授業は通常通り受けて全ての授業態度を授業担当教諭がチェックし、放課後担任と科の生徒支援担当が反省日誌を確認し帰宅となる。（必要に応じて奉仕活動を課す。）

③ 懲戒指導

懲戒指導には、訓告、停学及び退学がある。

※ “問題行動” とは・・・

○法律などで禁止されている行為

喫煙（タバコ、電子タバコ、ライター所持等、同席含む）、飲酒（ノンアルコール飲料、同席含む）、シンナー及び薬物（大麻、危険ドラッグ等）の使用及び所持、賭博、深夜徘徊、選挙活動違反等

○迷惑行為

いじめ、暴力（幫助、扇動含む）、器物破損、金銭恐喝、窃盗、暴走行為（期待族含む）、交通三悪（無免許運転、飲酒運転、スピード違反）、車両通学（同乗含む）、携帯電話等での誹謗中傷、盗撮、他人の写真等の無断掲載、性的いやがらせ、セクハラ、授業妨害等

○その他

指導拒否、暴言、タトゥー（入れ墨）、携帯電話使用禁止時間での使用やコンセントからの充電、カンニング（不正行為）等

などである。（上記内容は問題行動の一部である。）

以上が美来工科高等学校の指導方針及び規則の概要となります。内容をご理解いただき、生徒・保護者のみなさまと協力して目標を達成できればと考えております。ご協力よろしくお願いたします。